

福谷広久伝地区計画

名 称		福谷広久伝地区計画
位 置		みよし市福谷町広久伝の一部及び福谷町北井山の一部
面 積		約 4. 1 h a （地区整備計画区域 約 4. 1 h a ）
地区計画の目標		当地区は、みよし市の北部に位置し、名鉄豊田線三好ヶ丘駅及び都市計画道路黒笹線、都市計画道路豊田知立線、主要地方道豊田知立線に近接し、交通利便性に優れた地区である。 当地区では、優れた交通利便性を生かしつつ、周辺環境との調和に配慮した地区計画を定めることにより、住居系市街地の誘導を図ることを目標とする。
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	交通利便性が高い立地環境における一戸建て専用住宅を主体としつつ、街区構成に合わせて集合住宅や生活利便施設などの立地を許容し、良好な居住環境の維持、保全を図る。
	地区施設の整備の方針	当地区における地区施設は道路、公園、緑地、調整池を適切に配置し、これら施設の維持、保全を図る。 道路は区域外との接続箇所を 1 箇所とし、区画道路は地区内の住民の利便性及び安全性に配慮し、計画的に配置、整備する。 公園は地区内の住民が利用しやすいよう配置、整備し、また緑地は良好な住宅地の環境向上に寄与できるよう既存山林部に配置し維持保全を図る。 調整池は下流河川への負担を軽減するため、計画的に配置、整備する。
	建築物等の整備の方針	土地利用の方針に従い、秩序ある市街地形成を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、垣又はさくの構造の制限を定める。

地区整備計画	地区施設の配置 及び規模	道路	名称	幅員	延長	配置
			道路 4.5-1 号	4.5m	約 100m	計画図表示の とおり 歩行者専用道路
			道路 4.5-2 号	4.5m	約 14m	
			道路 6-1 号	6m	約 70m	計画図表示の とおり
			道路 6-2 号	6m	約 50m	
			道路 6-3 号	6m	約 180m	
			道路 6-4 号	6m	約 14m	
			道路 6-5 号	6m	約 14m	
			道路 6-6 号	6m	約 130m	
			道路 6-7 号	6m	約 100m	
			道路 6-8 号	6m	約 80m	
			道路 6-9 号	6m	約 100m	
			道路 6.5-1 号	6.5m	約 90m	
			道路 6.5-2 号	6.5m	約 80m	
			道路 6.5-3 号	6.5m	約 130m	
			道路 12-1 号	12m	約 200m	
		公園	名称	面積	配置	
			公園 1 号	約 0.1ha	計画図表示のとおり	
			公園 2 号	約 0.1ha		
			公園 3 号	約 0.1ha		
			公園 4 号	約 0.02ha		
		緑地	名称	面積	配置	
			緑地 1 号	約 0.1ha	計画図表示のとおり	
			緑地 2 号	約 0.1ha		
		公共施設	名称	面積	配置	
			調整池 1 号	約 0.1ha	計画図表示のとおり	
			調整池 2 号	約 0.1ha		
			調整池 3 号	約 0.04ha		
			調整池 4 号	約 0.04ha		
			備 考	調整池 3 号は、公園 2 号の地下に配置する。 調整池 4 号は、公園 3 号の地下に配置する。		

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	建築物の用途については、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. ホテル又は旅館 2. ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「政令」という。）第 130 条の 6 の 2 で定める運動施設 3. 公衆浴場 4. 畜舎（床面積の合計が 15 m²を超えるものに限る。） 5. 自動車教習所 6. 工場（政令第 130 条の 6 で定めるものを除く。）
		建築物の敷地面積の最低限度	1 6 0 m ²
		建築物の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物の外壁及び屋根の色彩は、原色を避け、良好な街並みにふさわしい落ち着いた色調のものとする。
		垣又はさくの構造の制限	道路境界線から 1m未満の距離に存する垣又は柵の構造は、生垣又は透視性のあるフェンス、鉄さく等とし、ブロック塀等は設置してはならない。ただし、フェンス、鉄さく等の基礎で地盤面からの高さが 0.6m未満以下のもの又は門塀等で道路からの見附面積が 5 m²以下のものにあつてはこの限りでない。

「区域及び地区施設の配置は、計画図表示のとおり」